

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-3 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>(新設)</p>	<p>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-3 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>II-3-3 <u>グレーゾーン解消制度</u></p> <p><u>産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第9条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」（平成26年1月20日経済産業省）（以下、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</u></p> <p><u>(1) 照会窓口</u></p> <p><u>照会窓口は、金融庁総務企画局政策課とする。</u></p> <p><u>なお、照会窓口たる金融庁総務企画局政策課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</u></p> <p><u>財務局監理金融商品取引業者等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁総務企画局政策課に対し、照会書を速やかにファックス又は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>送により送付する。</u></p> <p><u>（注）財務局においては、照会書及びその写しを金融庁総務企画局政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するもの限り、原則として審査意見を付するものとする。</u></p> <p><u>（２）照会書受領後の流れ</u></p> <p><u>照会書を受け付けた後は、総務企画局政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第９条第３項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</u></p> <p>① <u>確認の求めの主体</u></p> <p><u>以下のイ.及びロ.を満たすか。</u></p> <p><u>イ. 提出者は、新事業活動を実施しようとする者であること。</u></p> <p><u>（注）「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>を害するおそれがないものをいう（強化法第2条第3項、同法施行規則第2条）。</u></p> <p><u>ロ. 提出者が、当庁所管の事業に係る新事業活動を実施しようとしている者であること。ただし、金融庁長官が、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合については、この限りでない。</u></p> <p>② 照会の対象</p> <p><u>提出者が、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈並びに当該規定の適用の有無について、その確認を求めるものであって、以下のような照会を行うものか。</u></p> <p><u>イ. その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないか。</u></p> <p><u>ロ. その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないか。</u></p> <p><u>ハ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないか。</u></p> <p><u>ニ. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないか。</u></p> <p>③ 照会書の記載要領</p> <p><u>強化法施行規則様式第五に従い、また利用の手引きを踏まえ、以下の事項が記載されているか。</u></p> <p><u>イ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標</u></p> <p><u>ロ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容</u></p> <p><u>ハ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期</u></p> <p><u>ニ. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等</u></p> <p><u>ホ. 具体的な確認事項</u></p> <p><u>（参考）利用の手引き</u></p> <p><u>グレーゾーン解消制度</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>提出書類</p> <p>5. 具体的な確認事項</p> <p><u>現在、規制の根拠となる法令がどのような規定となっており、そのうち、どの部分の解釈が明らかでないのか、新事業活動が規制の対象となるのか否かが判断できないポイントや、それによって新事業活動を行うことが難しい理由に加え、そのことに関する自己の見解を記載してください。</u></p> <p><u>規制所管省庁から明確かつわかりやすい回答を得るため、例えば、「〇〇規制が支障となっているのではないか」という記載ではなく、「〇〇法に基づき〇〇が規制の対象となっているかどうか明らかでないため、〇〇法に基づく許可を受けなくても、新事業活動において、〇〇を行うことができるのか確認したい」といったように、確認したいポイントを、できる限り具体的に記載してください。</u></p> <p>(3) 回答</p> <p>① <u>照会書を回付された課室は、総務企画局政策課において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口へ到達してから原則として1ヵ月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</u></p> <p><u>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</u></p> <p>② <u>金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1ヵ月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(中略)</p> <p>II-5 行政処分を行う際の留意点</p> <p>II-5-6 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p>業務改善命令・業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す等の不利益処分をしようとする場合には、金商法第 57 条第 2 項の規定に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。</p>	<p><u>適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、総務企画局政策課を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</u></p> <p><u>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間 1 ヶ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、総務企画局政策課を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</u></p> <p>③ <u>金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第 9 条第 3 項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、総務企画局政策課又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。</u></p> <p><u>また、当該関係行政機関の長から、原則として 1 ヶ月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>II-5 行政処分を行う際の留意点</p> <p>II-5-6 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p>業務改善命令・業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す等の不利益処分をしようとする場合には、金商法第 57 条第 2 項の規定に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>また、<u>いずれの場合においても、行政手続法第 14 条の規定に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係</p> <p>報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す処分をしようとする場合には、<u>財務局監理金融商品取引業者等については、行政不服審査法第 5 条の規定に基づく審査請求ができる旨、本庁監理金融商品取引業者等については、行政不服審査法第 6 条の規定に基づく異議申立てができる旨</u>を書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係</p> <p>報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す処分をしようとする場合には、<u>行政事件訴訟法第 8 条の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨</u>を書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(中略)</p>	<p>また、<u>申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には行政手続法第 8 条に基づき、不利益処分をする場合には同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係</p> <p><u>申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合及び報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す等の処分をしようとする場合には、行政不服審査法第 82 条に基づき、金融庁長官に対して審査請求ができる旨等</u>を書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係</p> <p><u>申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合及び報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す等の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項</u>を書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(中略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p> <p>（１）～（８） （略）</p> <p>（９）登録の拒否</p> <p>① 登録を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対する審査請求並びに国を相手方とする処分取消しの訴えを提起できる旨を記載した別紙様式Ⅲ－４による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。</p> <p>② 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する金商法第 29 条の 4 第 1 項各号のうちの該当する号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</p> <p>（１０） （略）</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅲ－３－５ <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係</u> <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画、経営資源再活用に関する計画、経営資源融合に関する計画、資源生産性革新に関する計画及び中小企業承継</u></p>	<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p> <p>（１）～（８） （略）</p> <p>（９）登録の拒否（Ⅱ－５－６参照）</p> <p>① 登録を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対する審査請求及び国を相手方とする処分取消しの訴えを提起できる旨等を記載した別紙様式Ⅲ－４による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。</p> <p>② 登録拒否通知書には、<u>拒否の理由及び拒否の理由に該当する金商法第 29 条の 4 第 1 項各号のうちの該当する号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</u></p> <p>（１０） （略）</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅲ－３－５ <u>産業競争力強化法関係</u> <u>強化法等に定める事業再編に関する計画、特定事業再編に関する計画及び中小企業承継事業再生に関する計画の記載事項については、金融商品取引業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>事業再生に関する計画の記載事項については、金融商品取引業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>産活法第2条第4項第2号及び第6項第2号並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針（以下「産活法に係る指針」という。）第6条、第8条、第9条の事業革新の定義について</u></p> <p>① <u>産活法に係る指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額をすべての事業の売上高の1%以上とすること」は、例えば、当該新たな役務の営業収益の合計額がすべての事業の営業収益の1%以上とすること</u>をいう。</p> <p>② <u>産活法に係る指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費を5%以上低減させること」は、例えば、営業収益又は営業収入の1単位当たりの販売費・一般管理費を5%以上低減させること</u>をいう。</p> <p>③ <u>産活法に係る指針第9条の「事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るものとする」とは、例えば、事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役務の営業収益の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の営業収益の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るもの</u>とすること</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>産活法第5条第6項第1号及び我が国の産業活力の再生及び産業活動の</u></p>	<p>(1) <u>事業再編の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）一. の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</u></p> <p>① <u>実施指針一. イ. (2)の「有形固定資産回転率」は、例えば、営業収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値を指す。</u></p> <p>② <u>実施指針一. イ. (3)の「従業員一人当たり付加価値額の値」は、例えば、従業員1人当たりの営業利益、人件費及び減価償却費の和を指す。</u></p> <p>③ <u>実施指針一. ロ. (1)の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。</u></p> <p>④ <u>実施指針一. ロ. (2)の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。</u></p> <p>(2) <u>実施指針二. イ. の事業再編の定義に関する事項</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>革新に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）ニイの事業再構築の認定の基準について</u></p> <p>① <u>基本指針ニイ 1①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率≥ 2」は、例えば、自己資本当期利益率が2以上上昇する場合をいう。</u></p> <p>② <u>基本指針ニイ 1②の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率) $\times 100 \geq 105$」は、例えば、営業収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</u></p> <p>③ <u>基本指針ニイ 1③の「(事業再構築終了後の従業員1人当たり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人当たり付加価値額) $\times 100 \geq 106$」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の和）が6%以上上昇する場合をいう。</u></p> <p>(3) <u>産活法第3条第2項第2号及び基本指針ニイ2の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義について</u></p> <p>① <u>基本指針ニイ 2①の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。</u></p> <p>② <u>基本指針ニイ 2②の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。</u></p> <p>(4) <u>産活法第4条第1項第1号及び基本指針十一イの過剰供給構造にある業種等の基準に関する事項の定義について</u> <u>基本指針十一イ 2の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。</u></p>	<p>① <u>実施指針二. イ. (3)の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。</u></p> <p>② <u>実施指針二. イ. (5)の「当該商品又は役務の提供に係る販売費」は、例えば、販売費・一般管理費を指す。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>実施指針二. ロ. (3)の過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準</u> <u>実施指針二. ロ. (3)(ii)の「売上高営業利益率」における「売上高」は、例えば、営業収益を指す。</u></p> <p>(4) <u>実施指針三. の特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</u> <u>実施指針三. イ. (2)及び(3)並びにロ. (1)については、上記(1)を準用する。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(5) <u>産活法第7条第4項第1号及び基本指針三イの経営資源再活用の認定の基準について</u> <u>基本指針三イ2及び3については、それぞれⅢ-3-4(2)②及び③を準用する。</u></p> <p>(6) <u>産活法第24条の2第1項及び基本指針十一ホの特例措置を受けようとする場合について</u> <u>基本指針十一ホ1の「売上高」については、例えば、営業収益を指す。</u></p> <p>(7) <u>産活法第39条の2及び基本指針十イの中小企業承継事業再生の認定の基準について</u> <u>① 基本指針十イ1の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。</u> <u>② 基本指針十イ2の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(5) <u>実施指針四.イ.の特定事業再編の定義に関する事項</u> <u>実施指針四.イ.(4)及び(5)の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。</u></p> <p>(6) <u>中小企業承継事業再生の実施に関する指針（以下「再生実施指針」という。）一.の中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項</u> <u>① 再生実施指針一.イ.の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。</u> <u>② 再生実施指針一.ロ.の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(中略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></p> <p>VI-2 業務の適切性（投資運用業）</p> <p>VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性</p> <p>VI-2-2-5 その他留意事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 厚生年金保険法の規定による投資一任契約についての留意事項</p> <p>① 顧客である厚生年金基金が、<u>厚生年金基金令第39条の15第1項</u>の規定により、特定の運用方法に集中しない方法により年金給付等積立金を運用するよう努めなければならないとされていること（以下、「分散投資義務」という。）を踏まえ、<u>厚生年金基金</u>により分散投資義務が履行されていないおそれがあることを認識した場合に、当該厚生年金基金に対してその旨を通知するための適切な態勢が整備されているか。また、当該通知を行ったにもかかわらず、なお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合において、例えば運用指針の変更の検討を当該厚生年金基金に対して求める等、協議を行っているか。更に、当該協議を経てもなお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、最終的に投資一任契約の解除を含めて検討を行う等、当該厚生年金基金が分散投資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じているか。</p>	<p><u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></p> <p>VI-2 業務の適切性（投資運用業）</p> <p>VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性</p> <p>VI-2-2-5 その他留意事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 厚生年金保険法の規定による投資一任契約についての留意事項</p> <p>① 顧客である存続厚生年金基金（<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。</u>）が、<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令（以下「廃止前厚生年金基金令」という。）第39条の15第1項の規定により、特定の運用方法に集中しない方法により年金給付等積立金を運用するよう努めなければならないとされていること（以下「分散投資義務」という。）を踏まえ、<u>存続厚生年金基金</u>により分散投資義務が履行されていないおそれがあることを認識した場合に、当該存続厚生年金基金に対してその旨を通知するための適切な態勢が整備されているか。また、当該通知を</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>② <u>厚生年金基金</u>の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的等について把握し、当該<u>厚生年金基金</u>から運用指針が示された際、これらの事情に照らして必要と認められる場合には、当該<u>厚生年金基金</u>に対し、当該運用指針に基づき運用を行った場合に発生する可能性のあるリスクの説明を行うための適切な態勢が整備されているか。</p> <p>③ <u>厚生年金基金</u>から、<u>厚生年金基金</u>令第 30 条第 3 項の規定に違反して、運用財産の運用に関して、特定の債券・株式・受益証券等を取得又は処分する等の指図（以下、「個別指図」という。）がなされた場合に、当該指示に基づく運用に応じないこととする等、金商業等府令第 130 条第 1 項第 13 号を遵守できるよう適切な態勢が整備されているか。また、<u>厚生年金基金</u>による個別指図を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下の行為は、金商業等府令第 130 条第 1 項第 13 号に反しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>厚生年金基金</u>から、（i）投資一任業者の自社系ファンド（ファンドの設定者又は運用会社が、当該投資一任業者、金商業等府令第 1 条第 3 項第 14 号に規定する親法人等、同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第 3 号に規定する関係外国法人等であるファンドをいう。）の取得等に関する指図（運用指針や契約書等に明記する場合 	<p>行ったにもかかわらず、なお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合において、例えば運用指針の変更の検討を当該<u>存続厚生年金基金</u>に対して求める等、協議を行っているか。更に、当該協議を経てもなお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、最終的に投資一任契約の解除を含めて検討を行う等、当該<u>存続厚生年金基金</u>が分散投資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じることとしているか。</p> <p>② <u>存続厚生年金基金</u>の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的等について把握し、当該<u>存続厚生年金基金</u>から運用指針が示された際、これらの事情に照らして必要と認められる場合には、当該<u>存続厚生年金基金</u>に対し、当該運用指針に基づき運用を行った場合に発生する可能性のあるリスクの説明を行うための適切な態勢が整備されているか。</p> <p>③ <u>存続厚生年金基金</u>から、<u>廃止前厚生年金基金</u>令第 30 条第 3 項の規定に違反して、運用財産の運用に関して、特定の債券・株式・受益証券等を取得又は処分する等の指図（以下「個別指図」という。）がなされた場合に、当該指示に基づく運用に応じないこととする等、金商業等府令第 130 条第 1 項第 13 号を遵守できるよう適切な態勢が整備されているか。また、<u>存続厚生年金基金</u>による個別指図を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下の行為は、金商業等府令第 130 条第 1 項第 13 号に反しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>存続厚生年金基金</u>から、（i）投資一任業者の自社系ファンド（ファンドの設定者又は運用会社が、当該投資一任業者、金商業等府令第 1 条第 3 項第 14 号に規定する親法人等、同項第 16 号に規定する子法人等又は第 126 条第 3 号に規定する関係外国法人等であるファンドをいう。）の取得等に関する指図（運用指針や契約書等に明記する

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>を含む。)、(ii) 特定の銘柄の有価証券の取得の禁止に関する指図、 (iii) 1銘柄または1業種に対する投資比率制限等の運用方針に関する指図を受けた場合に、これに応じること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資一任業者が、投資一任契約の勧誘に際し、当該契約の締結後に当該契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券（金商業等府令第96条第4項に規定する対象有価証券をいう。）を投資の対象とする方針である場合において、<u>厚生年金基金</u>に交付する契約締結前交付書面に、当該有価証券について記載し、説明する行為 <p>④ 投資一任業者が、運用成績の説明等のため、金融商品取引業を行う者を帯同して顧客である<u>厚生年金基金</u>を訪問する際、当該訪問における説明等が、実質的に当該金融商品取引業を行う者の組成する商品等の勧誘となり、<u>厚生年金基金</u>の個別指図を促すようなものとならないよう適切な態勢が整備されているか。</p> <p>⑤ 年金給付等積立金の運用に関して、<u>厚生年金基金</u>に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げることのないよう適切な態勢が整備されているか。</p> <p>⑥ 金商業等府令第96条第2項第2号に規定するファンド資産及びその運用に係る重要な業務を行う者に係るデューディリジェンス及び継続的なモニタリングを行うに当たり、その具体的な基準及び手法を定めた社内規則や業務マニュアル等を整備するとともに、コンプライアンス部門やリスク管理部門が当該デューディリジェンス及びモニタリングの実施状況につき検証を行う等、必要に応じた適切な態勢が整備されているか。</p> <p>(注) 投資一任業者は、顧客である<u>厚生年金基金</u>に対し、必要なリスク説明等を行うことが求められているが、当該リスク説明等を行ったことのみによって、投資一任業者としての善管注意義務を免れるわけではないことに留意するものとする。</p>	<p>場合を含む。)、(ii) 特定の銘柄の有価証券の取得の禁止に関する指図、(iii) 1銘柄または1業種に対する投資比率制限等の運用方針に関する指図を受けた場合に、これに応じること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資一任業者が、投資一任契約の勧誘に際し、当該契約の締結後に当該契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券（金商業等府令第96条第4項に規定する対象有価証券をいう。）を投資の対象とする方針である場合において、<u>存続厚生年金基金</u>に交付する契約締結前交付書面に、当該有価証券について記載し、説明する行為 <p>④ 投資一任業者が、運用成績の説明等のため、金融商品取引業を行う者を帯同して顧客である<u>存続厚生年金基金</u>を訪問する際、当該訪問における説明等が、実質的に当該金融商品取引業を行う者の組成する商品等の勧誘となり、<u>存続厚生年金基金</u>の個別指図を促すようなものとならないよう適切な態勢が整備されているか。</p> <p>⑤ 年金給付等積立金の運用に関して、<u>存続厚生年金基金</u>に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げることのないよう適切な態勢が整備されているか。</p> <p>⑥ 金商業等府令第96条第2項第2号に規定するファンド資産及びその運用に係る重要な業務を行う者に係るデューディリジェンス及び継続的なモニタリングを行うに当たり、その具体的な基準及び手法を定めた社内規則や業務マニュアル等を整備するとともに、コンプライアンス部門やリスク管理部門が当該デューディリジェンス及びモニタリングの実施状況につき検証を行う等、必要に応じた適切な態勢が整備されているか。</p> <p>(注) 投資一任業者は、顧客である<u>存続厚生年金基金</u>に対し、必要なリスク説明等を行うことが求められているが、当該リスク説明等を行ったことのみによって、投資一任業者としての善管注意義務を免れるわけではないことに留意するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(中略)</p> <p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-3 投資法人</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項 財務局長は、投信法第 188 条第 1 項の規定に基づく登録申請書（投信法施行規則別紙様式第 9 号（以下（3）において同じ。））の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 登録の拒否 財務局長は、登録を拒否する場合には、投信法施行規則別紙様式第 15 号に、拒否の理由に該当する投信法第 190 条第 1 項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書及び添付資料のうち虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにすること。</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> <p>VI-3-2 承認及び届出等</p>	<p>(中略)</p> <p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-3 投資法人</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項 財務局長は、投信法第 188 条第 1 項の規定に基づく登録申請書（投信法施行規則別紙様式第 9 号（以下（3）において同じ。））の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 登録の拒否（<u>II-5-6 参照</u>） 財務局長は、登録を拒否する場合には、投信法施行規則別紙様式第 15 号に、<u>拒否の理由及び拒否の理由</u>に該当する投信法第 190 条第 1 項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書及び添付資料のうち虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにすること。</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> <p>VI-3-2 承認及び届出等</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>VI-3-2-3 運用報告書</p> <p>(1) 投資一任業に係る運用報告書の記載内容 ①～⑤ (略)</p> <p>(注) 投資一任業者が権利者に交付する運用報告書の対象期間を、金商業等府令第 134 条第 3 項に定める期間（6 月（権利者が<u>厚生年金基金</u>又は国民年金基金である場合は 3 月）。以下この注において「法定期間」という。）より短く設定した場合、当該権利者に交付するすべての運用報告書に、法定の運用報告書記載事項のすべてを記載する必要はなく、法定期間内に交付されるすべての運用報告書の記載事項を総合的に見て、法定の運用報告書記載事項が網羅されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>VI-3-2-3 運用報告書</p> <p>(1) 投資一任業に係る運用報告書の記載内容 ①～⑤ (略)</p> <p>(注) 投資一任業者が権利者に交付する運用報告書の対象期間を、金商業等府令第 134 条第 3 項に定める期間（6 月（権利者が<u>存続厚生年金基金</u>又は国民年金基金である場合は 3 月）。以下この注において「法定期間」という。）より短く設定した場合、当該権利者に交付するすべての運用報告書に、法定の運用報告書記載事項のすべてを記載する必要はなく、法定期間内に交付されるすべての運用報告書の記載事項を総合的に見て、法定の運用報告書記載事項が網羅されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(中略)</p>
<p><u>X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者等）</u></p> <p>X-3 諸手続</p> <p>X-3-1 諸手続（取引所取引許可業者）</p> <p>X-3-1-1 許可 金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p>	<p><u>X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者等）</u></p> <p>X-3 諸手続</p> <p>X-3-1 諸手続（取引所取引許可業者）</p> <p>X-3-1-1 許可 金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1) 許可手続</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 許可の拒否</p> <p>イ. 許可を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対して異議申立てできる旨を記載した許可拒否通知書を許可申請者に交付するものとする。</p> <p>ロ. 許可拒否通知書には、拒否の理由に該当する金商法第 60 条の 3 第 1 項各号のうちの該当する号又は許可申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>X-3-2 諸手続（電子店頭デリバティブ取引等許可業者）</p> <p>X-3-2-1 許可</p> <p>金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 許可手続</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 許可の拒否</p>	<p>(1) 許可手続</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 許可の拒否（Ⅱ-5-6 参照）</p> <p>イ. 許可を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対して審査請求ができる旨及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨等を記載した許可拒否通知書を許可申請者に交付するものとする。</p> <p>ロ. 許可拒否通知書には、拒否の理由及び拒否の理由に該当する金商法第 60 条の 3 第 1 項各号のうちの該当する号又は許可申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>X-3-2 諸手続（電子店頭デリバティブ取引等許可業者）</p> <p>X-3-2-1 許可</p> <p>金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 許可手続</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 許可の拒否（Ⅱ-5-6 参照）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>イ. 許可を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対して異議申立てできる旨を記載した許可拒否通知書を許可申請者に交付するものとする。</p> <p>ロ. 許可拒否通知書には、拒否の理由に該当する金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 3 第 1 項各号のうちの該当する号又は許可申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>イ. 許可を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対して審査請求ができる旨及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨等を記載した許可拒否通知書を許可申請者に交付するものとする。</p> <p>ロ. 許可拒否通知書には、<u>拒否の理由及び拒否の理由</u>に該当する金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 3 第 1 項各号のうちの該当する号又は許可申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(中略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(別紙様式Ⅱ-12) (日本工業規格A4)	(別紙様式Ⅱ-12) (日本工業規格A4)
<p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号) (代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>〇〇〇年〇月〇日付〇〇〇第〇〇〇号をもって貴社に通知した検査結果に係る問題点に関し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第56条の2第1項の規定に基づき、報告書の提出を命ずる。</p> <p>報告書には、通知した問題点に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策を明記し、〇〇〇年〇月〇日（〇）までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（<u>昭和37年法律第160号</u>）に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>	<p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号) (代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>〇〇〇年〇月〇日付〇〇〇第〇〇〇号をもって貴社に通知した検査結果に係る問題点に関し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第56条の2第1項の規定に基づき、報告書の提出を命ずる。</p> <p>報告書には、通知した問題点に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策を明記し、〇〇〇年〇月〇日（〇）までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（<u>平成26年法律第68号</u>）に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(別紙様式Ⅲ－４) (日本工業規格A４)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号) (代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">金融商品取引業の登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった金融商品取引業の登録の申請については、下記の理由により拒否したので、金融商品取引法第57条第3項に基づき通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（<u>昭和37年法律第160号</u>）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否の理由</p>	<p>(別紙様式Ⅲ－４) (日本工業規格A４)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号) (代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">金融商品取引業の登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった金融商品取引業の登録の申請については、下記の理由により拒否したので、金融商品取引法第57条第3項に基づき通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（<u>平成26年法律第68号</u>）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否の理由</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(別紙様式VI-11) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">_____に係る 許 可 承 認 拒否通知書</p> <p>年 月 日付で申請のあった標記事項の 許可 承認 については、下記理由により、拒否したので通知する。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（<u>昭和37年法律第160号</u>）に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>	<p>(別紙様式VI-11) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">_____に係る 許 可 承 認 拒否通知書</p> <p>年 月 日付で申請のあった標記事項の 許可 承認 については、下記理由により、拒否したので通知する。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（<u>平成26年法律第68号</u>）に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>